

健診結果報告の取扱いについて(事業所担当者用)

この度お送りいたしました「令和6年度各種健診の実施要領」で既にご案内しておりますが、当組合の健康診断を利用された方の結果につきましては、原則、全項目について、事業主へ報告する事となっております。

個人情報保護の観点から、法定外項目の結果報告に関しましては、本人の同意が必要となりますが、**当組合では本人同意の取り方を黙示の同意としておりますので、同意されない方につきましては事前にお申し立ていただくように周知方宜しくお願い申し上げます。**

尚、お申し立てのない方につきましては、法定外項目の結果を当組合及び事業主へ報告することに同意されたものとみなさせていただきます。また、**被保険者各位宛に文書「健康診断結果報告の取扱いについて」を作成いたしましたので、掲示または配布くださいますよう重ねてお願い申し上げます。**

以下に申立の有無による手続きについて、記載いたしましたのでご一読ください。

①同意しない旨のお申出が無い場合

- ・健診結果が全て、事業主へ報告されます。
結果報告に関しまして、ご提出いただく書類はございません。

②同意しない旨のお申出がある場合

- ・当組合ホームページの「届出申請一覧ページ」より「**健診結果報告書の取扱いに関わる申立書送付表**」と「**健診結果報告書の取扱いに関わる申立書**」をダウンロードしていただき、お取りまとめの上、事前に当組合までご提出ください。**「健診結果報告書の取扱いに関わる申立書」には申立者本人の署名捺印が必要です。**お申し立ていただいた方につきましては事業主へは法定項目のみの結果報告をさせていただきます。

※医療機関によっては対応できない場合がございます。その際は、申立書が届いた時点で当組合からご連絡させていただきます。

※「**健診結果報告書の取扱いに関わる申立書送付表**」の添付が無い場合は申立の受理はできません。

申立書等に関しまして、ご不明な点・ご相談等ございましたら、保健事業部(TEL03-3835-4341)までご連絡ください。

この文書は、「令和6年度各種健診の実施要領」と同様、本社一括送付になっています。各工場・支店・営業所等への周知願います。